

決 定 要 旨

被 審 人（本店）東京都目黒区上目黒二丁目 1 番 1 号
（商号）株式会社アクロディア

上記被審人に対する平成 22 年度(判)第 33 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 7814 万 9996 円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 3 月 22 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 23 年 1 月 19 日

金 融 庁 長 官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

(別紙1) 課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実
金融商品取引法第178条第1項2号及び第4号に該当

被審人は、東京都目黒区上目黒二丁目1番1号に本店を置き、その発行する株券が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書(以下「開示書類」という。)を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成20年 6月27日	第4期事業年度 連結会計期間 に係る有価証券 報告書	平成19年4月1日 ～平成20年3月31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益 が267百万円 であるところ を571百万円 と記載 連結当期純損 益が▲170百万 円であるところ を278百万 円と記載	・架空売上の計 上等
2	平成20年 11月14日	第5期事業年度 第2四半期連結 会計期間に係 る四半期報告 書	平成20年4月1日 ～平成20年9月30 日の第2四半期連結 累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純 損益が▲322百 万円であるところ を▲156百 万円と記載	・架空売上の計 上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
3	平成 21 年 2 月 13 日	第 5 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係 る 四 半 期 報 告 書	平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 20 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結 累計期間	四半期連結 損益計算書	連結 四 半 期 純 損益が▲817 百 万円であると ころを▲471 百 万円と記載	・架空売上の計 上 ・ソフトウェア の架空計上 等
			平成 20 年 10 月 1 日 ～平成 20 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結 純 資 産 が 3,163 百万円 あるところを 3,958 百万円と 記載	
4	平成 21 年 5 月 15 日	第 5 期事業年度 第 4 四半期連結 会計期間に係 る 四 半 期 報 告 書	平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日の第 4 四半期連結 累計期間	四半期連結 損益計算書	連結 四 半 期 純 損益が▲1,347 百万円であると ころを▲ 1,015 百万円と 記載	・架空売上の計 上 ・ソフトウェア の架空計上 等
			平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日の第 4 四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結 純 資 産 が 2,598 百万円 あるところを 3,380 百万円と 記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
5	平成21年 8月14日	第5期事業年度 第5四半期連結 会計期間に係 る四半期報告 書	平成20年4月1日 ～平成21年6月30 日の第5四半期連結 累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純 損益が▲1,510 百万円である ところを▲ 1,222百万円と 記載	・架空売上の計 上 ・ソフトウェア の架空計上 等
			平成21年4月1日 ～平成21年6月30 日の第5四半期連結 会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産が 2,440百万円で あるところを 3,177百万円と 記載	
6	平成21年 11月27日	第5期事業年度 連結会計期間 に係る有価証 券報告書	平成20年4月1日 ～平成21年8月31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損 益が▲1,644百 万円であると ころを▲1,389 百万円と記載	・架空売上の計 上 ・ソフトウェア の架空計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産が 2,772百万円で あるところを 3,476百万円と 記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

第2

平成21年6月19日、第4期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書、第5期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書及び同事業年度第4四半期連結会計期間に係る四半期報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年7月6日、1,600個の新株予約権証券を1,575,680,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

○（別紙2）法令の適用

別紙1の第1の表に掲げる事実につき

番号1

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の2第1項本文、金融商品取引法第24条第1項

番号2、同3、同4及び同5

旧金融商品取引法第172条の2第2項前段、金融商品取引法第24条の4の7第1項、第176条第2項

番号6

旧金融商品取引法第172条の2第1項、金融商品取引法第24条第1項

番号2から同6までは、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに旧金融商品取引法第185条の7第2項、第18項を適用する。

別紙1の第2に掲げる事実につき

金融商品取引法第172条の2第1項、第3項、第5条第1項、第4項、第176条第2項

（別紙3）課徴金の計算の基礎

別紙1の第1の表に掲げる事実につき

番号 1

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項の規定により、被審人の第 4 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第 4 期有価証券報告書」という。）に係る課徴金の額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（828,325 円）

が

3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円となる。

番号 2、同 3、同 4、同 5 及び同 6

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 5 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 5 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 5 期第 3 四半期報告書」という。）、同事業年度第 4 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 5 期第 4 四半期報告書」という。）、同事業年度第 5 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第 5 期第 5 四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額（434,719 円）

が

3,000,000 円

を超えないことから、

第 5 期第 2 四半期報告書については、4,250,000 円（第 5 期事業年度が 1 年以上であるため、3,000,000 円に当該事業年度の月数 17 を 12 で除して得た数を乗じて得た額に相当する額。以下、この項において同じ。）の 2 分の 1 に相当する額である 2,120,000 円（金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨て。以下、この項において同じ。）

第 5 期第 3 四半期報告書については、4,250,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 2,120,000 円

第 5 期第 4 四半期報告書については、4,250,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 2,120,000 円

第 5 期第 5 四半期報告書については、4,250,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 2,120,000 円

同有価証券報告書については、4,250,000 円

となるが、第5期第2四半期報告書、第5期第3四半期報告書、第5期第4四半期報告書、第5期第5四半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第5期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法第185条の7第2項の規定により、4,250,000円を個別決定ごとの算出額に基づき按分（同第18項の規定により1円未満の端数切捨て）することとなり、

第5期第2四半期報告書に係る課徴金の額は、

$$4,250,000 \times 2,120,000 / (2,120,000 + 2,120,000 + 2,120,000 + 2,120,000 + 4,250,000) = 707,776 \text{ 円}$$

第5期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$4,250,000 \times 2,120,000 / (2,120,000 + 2,120,000 + 2,120,000 + 2,120,000 + 4,250,000) = 707,776 \text{ 円}$$

第5期第4四半期報告書に係る課徴金の額は

$$4,250,000 \times 2,120,000 / (2,120,000 + 2,120,000 + 2,120,000 + 2,120,000 + 4,250,000) = 707,776 \text{ 円}$$

第5期第5四半期報告書に係る課徴金の額は

$$4,250,000 \times 2,120,000 / (2,120,000 + 2,120,000 + 2,120,000 + 2,120,000 + 4,250,000) = 707,776 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$4,250,000 \times 4,250,000 / (2,120,000 + 2,120,000 + 2,120,000 + 2,120,000 + 4,250,000) = 1,418,892 \text{ 円}$$

となる。

別紙1の第2に掲げる事実につき

金融商品取引法第172条の2第1項第1号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、

平成21年6月19日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、

$$1,575,680,000 \text{ 円} \times 4.5 / 100 = 70,905,600 \text{ 円}$$

について、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満を切り捨てて、70,900,000円

となる。